

郵送による手続きのご案内

景観法に基づく届出 風致地区内における建築等の行為許可申請 屋外広告物条例に基づく許可申請等

下表のとおり景観法に基づく届出、風致地区内の行為許可申請および屋外広告物条例に基づく許可申請等に関する書類について、郵送での届出または申請を受付けています。

また、書類不備による事務処理の遅延を防ぐため、郵送の前に、メールによる事前相談を積極的にご利用ください。一部書類については、彦根市電子申請サービスが利用できます

なお、担当窓口での書類の提出ならびに受取は、通常どおり行っています。

● 手続きの一覧

書類の内容	事前相談 (メール可)	郵送の可否	返送用封筒 および切手の同封	備考
景観計画区域内における行為の 事前協議申出書	○	○	○協議結果通知用	
景観計画区域内における行為の届出書	○	○	○適合通知書用	
風致地区内行為許可（協議）申請書	○	○	○許可書用	
風致地区内行為通知書	○	○	○受理書用	
屋外広告物許可申請書	○	○	○許可書用／納付書用	
屋外広告物通知書	○	○	○受付書類（副）返送希望の場合	
屋外広告物届出書	○	○	○受付書類（副）返送希望の場合	
屋外広告物住所氏名変更届出書	○	○	○受付書類（副）返送希望の場合	電子申請可
屋外広告物除却届出書	○	○	○受付書類（副）返送希望の場合	電子申請可

《留意事項》

※郵送を利用して提出する場合、申請書は「信書」に該当するため、信書が取り扱えるサービスをご利用ください。（メール便や宅急便等での提出はできません）

詳しくは、総務省HP「信書のガイドライン」でご確認ください。

※郵送いただいた書類に記載漏れ、その他書類に不備があった場合は、受付することができない場合があります。郵送前に必ず記載漏れ等のないようご確認のうえ、郵送ください。

※書類に訂正事項がある場合等は、直接窓口にお越しいただき訂正等を行っていただく場合があります。

※許可書等の返送する書類がある場合は、返送用の切手を貼った封筒を同封ください。

※市より問い合わせする場合の連絡先等が分かるよう、送付状を同封ください。

問 合 せ 先 ／ 送 付 先

彦根市 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室

郵便番号：522-8501

住 所：滋賀県彦根市元町4番2号

E-Mail：keikan@ma.city.hikone.shiga.jp

T E L：0749-30-6148

F A X：0749-24-8517